

仙台市の職員給与等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	1,062,585人	499,855,712 千円	3,311,242 千円	112,324,500 千円	22.5 %	22.5 %

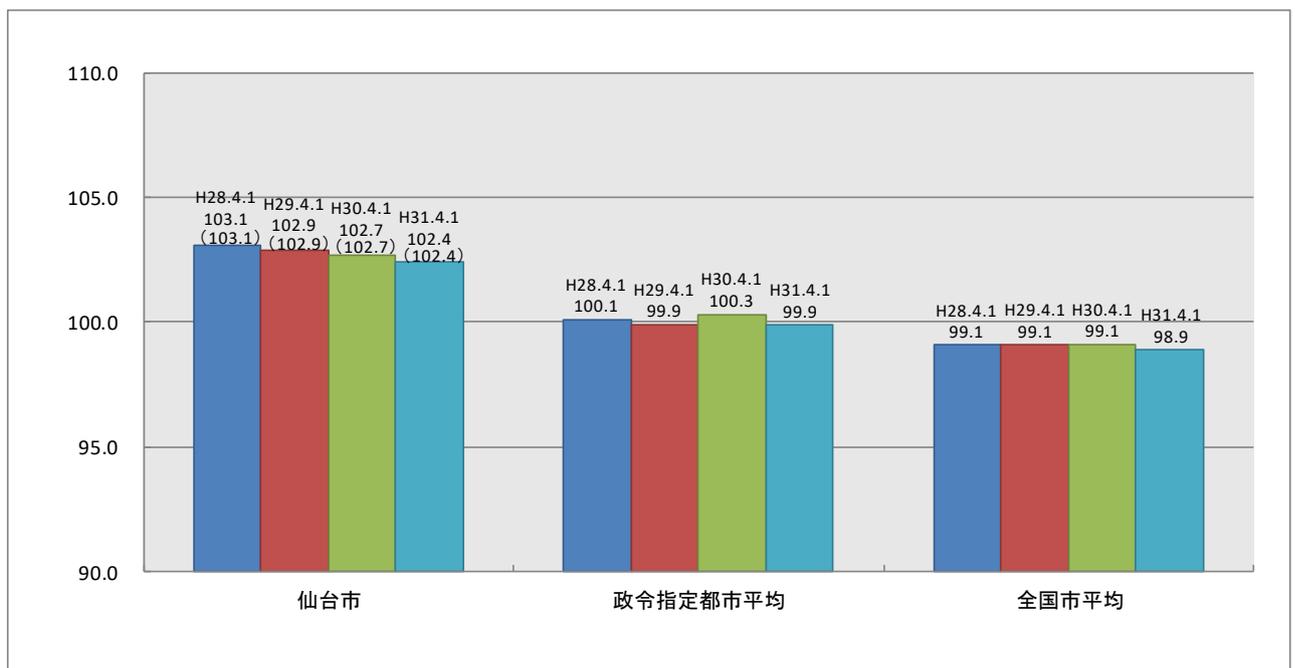
- (注) 1 人件費は、一般職員の給与に、市長や議員などの特別職の報酬や共済費（社会保険料の事業主負担相当分）などを加えたもので、事業費に含まれる職員の人件費も含まれます。
- 2 普通会計とは、ほかの都市等との比較がしやすいように共通の基準で調製したものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	11,344 人	48,764,502 千円	11,594,740 千円	19,502,512 千円	79,861,754 千円	7,040千円	6,995千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

仙台市においては、給与制度の総合的見直しによる給料表改定時期が国と異なること（国：平成27年4月1日、仙台市：平成28年4月1日）、また、激変緩和のための経過措置の期間が国とは異なること（国：3年、仙台市：5年）等により、現在、ラスパイレス指数が高い傾向にあります。

今後、経過措置の終了等に伴い、ラスパイレス指数は低下する見込みです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
31年度	373,326円	372,983円	343円 (0.09%)	0.1%	0.1%	0.09%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
31年度	4.51月	4.45月	0.06月	0.05月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 28 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しの内容を踏まえ、平均 1.3% 引下げました。若年層については引下げていませんが、高齢層については最大で 4% 程度引き下げました。激変緩和のため、5 年間 (令和 3 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施しています。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 仙台市を支給対象地域とする地域手当は、国基準 6% に対し、仙台市においても 6% を支給となっておりますが、平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間、3% 支給の減額措置を行っています。

(参考)

	平成 27 年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30. 4. 1)	平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合
国基準による支給割合	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
仙台市の支給割合	3 (6) %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

※ () 内は減額措置を行う前の支給率です (減額措置期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)。

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。